

## 7 労働協約に関する状況

労働組合と使用者（又は使用者団体）の間で締結される労働協約の締結状況をみると、労働協約を「締結している」94.5%（令和2年調査93.1%）、「締結していない」4.7%（同6.8%）となっている。

また、「労働協約を締結している」労働組合について、その締結主体をみると、「当該労働組合において締結」61.0%が最も高く、次いで「上部組織において締結」26.6%、「当該労働組合及び上部組織双方において締結」8.1%となっている。（第10表）

第10表 労働協約の締結の有無及び労働協約の締結主体別割合

（単位：％）令和4年

	計	労働協約を締結している			労働協約を締結していない		
		労働協約の締結主体					
	1)	2)					
計	100.0	94.5	(100.0)	(61.0)	(26.6)	(8.1)	4.7
< 企業規模 >							
5,000人以上	100.0	98.4	(100.0)	(37.1)	(47.9)	(11.8)	1.1
1,000～4,999人	100.0	95.5	(100.0)	(49.2)	(42.9)	(6.0)	2.5
500～999人	100.0	96.6	(100.0)	(69.7)	(17.7)	(10.1)	2.9
300～499人	100.0	97.2	(100.0)	(79.5)	(7.2)	(8.7)	2.8
100～299人	100.0	87.6	(100.0)	(83.2)	(4.7)	(5.5)	11.3
30～99人	100.0	90.5	(100.0)	(79.8)	(3.9)	(5.1)	9.5
< 労働組合の種類 >							
単位労働組合	100.0	94.8	(100.0)	(59.9)	(27.4)	(8.2)	4.3
単位組織組合	100.0	92.6	(100.0)	(85.9)	(2.4)	(3.8)	6.9
支部等の単位別組合	100.0	96.6	(100.0)	(39.4)	(47.1)	(11.8)	2.1
連合扱組合	100.0	98.2	(100.0)	(38.2)	(43.6)	(14.5)	1.8
本部組合	100.0	86.9	(100.0)	(94.5)	(0.9)	(2.0)	13.0
令和2年調査計	100.0	93.1	(…)	(…)	(…)	(…)	6.8

注：（ ）内は、労働協約を締結している労働組合に対する割合である。

1) 労働協約を締結している「不明」を含む。

2) 労働協約の締結主体「不明」を含む。